

【会員規約改定】新旧対照表 ※赤字・下線部分は変更箇所

旧	新
<p>第3条（会員制）</p> <p>1. 本クラブは会員制とし、会員とは次条に定める入会資格を満たし、次項の諸手続きを完了することで、本クラブの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を会社と交わした個人または法人をいいます。</p> <p>2. 本クラブに入会される個人または法人（以下「入会申込者」といいます。）は、本規約を承諾し、会社所定の入会申込書、契約書、誓約書、同意書その他各種申請書等（以下「入会申込書等」といいます。）に正確な情報を記載し、提出しなければなりません。なお、本クラブで必要と判断した場合、本クラブは、入会申込者に対し、医師による診断書および施設利用に関する誓約書の提出を求めることができます。</p> <p>3. 本クラブの会員の種類（利用条件および特典等を含み、以下「会員種別」といいます。）は別に定めます。なお、本クラブは、必要に応じて会員種別を新規に設定、変更または廃止することができます。</p> <p>4. 本クラブは、その裁量により、入会の申込みについて承認することまたは承認しないことができるものとします。</p>	<p>第3条（会員制）</p> <p>1. 本クラブは会員制とし、会員とは次条に定める入会資格を満たし、次項の諸手続きを完了することで、本クラブの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を会社と交わした個人または法人をいいます。</p> <p>2. 本クラブに入会される個人または法人（以下「入会申込者」といいます。）は、本規約を承諾し、会社所定の入会申込書、契約書、誓約書、同意書その他各種申請書等（<u>電磁的方法によるものを含み</u>、以下「入会申込書等」といいます。）に正確な情報を記載<u>または入力</u>し、提出しなければなりません。なお、本クラブで必要と判断した場合、本クラブは、入会申込者に対し、医師による診断書および施設利用に関する誓約書の提出を求めることができます。</p> <p>3. 本クラブの会員の種類（利用条件および特典等を含み、以下「会員種別」といいます。）は別に定めます。なお、本クラブは、必要に応じて会員種別を新規に設定、変更または廃止することができます。</p> <p>4. 本クラブは、その裁量により、入会の申込みについて承認することまたは承認しないことができるものとします。</p>
<p>第5条（未成年者の取扱い）</p> <p><u>1. 未成年者が会員となる場合において、その未成年者が18歳以上であるときは</u>、所定の書類に本人とその親権者が連署しなければならないものとし、この場合、当該親権者は自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。</p> <p><u>2. 未成年者が会員となる場合において、その未成年者が18歳未満であるときは、本人が会員として本クラブを利用し、その親権者が本契約の契約者として一切の義務を履行するものとします。なお、当該未成年者とその親権者はそれぞれが本規約に基づく責任を負うものとします。</u></p>	<p>第5条（未成年者の取扱い）</p> <p><u>未成年者が会員となるときは</u>、所定の書類（<u>電磁的方法によるものを含む。</u>）に本人とその親権者が連署しなければならないものとし、この場合、当該親権者は自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。</p>
<p>第11条（届出義務）</p> <p>1. 会員は、本クラブに提出した入会申込書等の書類に記載した氏名、住所、電話番号等の情報（以下「会員情報」といいます。）に変更があった場合には、本クラブに対し、速やかに変更を申し出るとともに、本クラブ所定の方法により変更の手続きを行わなければなりません。</p> <p>2. 本クラブが会員に対し、本契約に関する通知をする場合は、会員から提出された最新の会員情報をもとに発信するものとし、発信された時点において会員情報が最新のものでなかったことで生ずる会員または第三者の損害について、会社および本クラブはその責を負わないものとします。</p>	<p>第11条（届出義務）</p> <p>1. 会員は、本クラブに提出した入会申込書等の書類（<u>電磁的方法によるものを含む。</u>）に記載した氏名、住所、電話番号等の情報（以下「会員情報」といいます。）に変更があった場合には、本クラブに対し、速やかに変更を申し出るとともに、本クラブ所定の方法により変更の手続きを行わなければなりません。</p> <p>2. 本クラブが会員に対し、本契約に関する通知をする場合は、会員から提出された最新の会員情報をもとに発信するものとし、発信された時点において会員情報が最新のものでなかったことで生ずる会員または第三者の損害について、会社および本クラブはその責を負わないものとします。</p>
<p>第16条（禁止事項）</p> <p>会員は、<u>本クラブの施設内または本クラブの施設周辺において</u>、次の行為をしてはいけません。</p> <p>①本クラブの施設利用者、本クラブのスタッフ、本クラブまたは会社を誹謗・中傷する行為</p> <p>②施設利用者または本クラブのスタッフに対する以下の迷惑行為</p> <p>（ア）殴打、身体を強く押す、強く掴む等の暴力行為</p> <p>（イ）物を投げる、壊す、叩く等の危険行為</p> <p>（ウ）奇声をあげる、大声で怒鳴る、行く手を阻む等の威嚇行為</p> <p>（エ）待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要等のストーカー行為</p> <p>（オ）正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で拘束する行為</p> <p>③盗撮、盗聴、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為</p> <p>④刃物等の危険物を館内に持ち込む行為</p> <p>⑤飲酒をしてからの施設の利用</p> <p>⑥本クラブの施設等を故意に長時間独占する行為</p> <p>⑦本クラブの施設等を破壊、損傷、乱暴に扱う等の行為</p> <p>⑧本クラブの器具、その他の備品の持ち出し行為</p> <p>⑨本クラブの許可なく、施設内において撮影をする行為</p> <p>⑩本クラブの許可なく、インターネット上で本クラブにおける情報を公開する行為</p> <p>⑪物品販売等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借等の行為</p> <p>⑫ビラ等の配布、はり紙等の掲示、宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為</p> <p>⑬社会通念上または信義則上、不当または過度な要求行為</p> <p>⑭その他本クラブの秩序を乱す行為</p>	<p>第16条（禁止事項）</p> <p>会員は、次の行為をしてはいけません。</p> <p>①本クラブの施設利用者、本クラブのスタッフ、本クラブまたは会社を誹謗・中傷する行為</p> <p>②施設利用者または本クラブのスタッフに対する以下の迷惑行為</p> <p>（ア）殴打、身体を強く押す、強く掴む等の暴力行為</p> <p>（イ）物を投げる、壊す、叩く等の危険行為</p> <p>（ウ）奇声をあげる、大声で怒鳴る、行く手を阻む等の威嚇行為</p> <p>（エ）待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要等のストーカー行為</p> <p>（オ）正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で拘束する行為</p> <p>③<u>本クラブの施設内または本クラブの施設周辺において</u>、盗撮、盗聴、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為</p> <p>④刃物等の危険物を館内に持ち込む行為</p> <p>⑤飲酒をしてからの施設の利用</p> <p>⑥本クラブの施設等を故意に長時間独占する行為</p> <p>⑦本クラブの施設等を破壊、損傷、乱暴に扱う等の行為</p> <p>⑧本クラブの器具、その他の備品の持ち出し行為</p> <p>⑨本クラブの許可なく、施設内において撮影をする行為</p> <p>⑩本クラブの許可なく、インターネット上で本クラブにおける情報を公開する行為</p> <p>⑪<u>本クラブの施設内または本クラブの施設周辺における</u>物品販売等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借等の行為</p> <p>⑫<u>本クラブの施設内または本クラブの施設周辺における</u>ビラ等の配布、はり紙等の掲示、宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為</p> <p>⑬社会通念上または信義則上、不当または過度な要求行為</p> <p>⑭その他本クラブの秩序を乱す行為</p>
<p>附則</p> <p>本規約は<u>2020年7月1日</u>より発効します。</p>	<p>附則</p> <p>本規約は<u>2022年4月1日</u>より発効します。</p>